

相続登記は お済みですか？

～令和6年4月1日から相続登記が義務化されます～

所有者が分からない
不動産が年々増加し
ています。

相続登記に時間がか
かる場合などには、
簡易な「相続人申告
登記」ができます。



「ご当地トウキツネ」

相続登記は、
3年以内に済ませ
ましょう。

相続・登記の専門
家へのご相談もご
検討下さい。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

正当な理由がないのに、相続登記の申請
をしないと、10万円以下の過料が科さ
れる可能性があります。

Q1 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのはなぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加しており、災害時の復旧復興事業や売買等の取引を進められないといった問題が起きています。

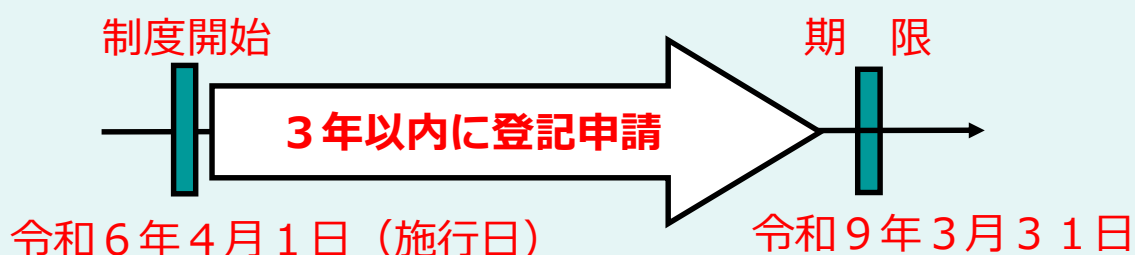
この問題を解決するため令和3年4月に法律が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることになりました。



Q2 いつまでに相続登記をしないといけないのですか？

相続登記が義務化される令和6年4月1日以降に相続（遺贈を含む。）により、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に法務局に相続登記を申請する必要があります。

また、施行日以前に相続した不動産も義務化の対象となり、令和6年4月1日から起算し3年以内の申請を義務付けられています。



Q3 すぐに相続登記の申請ができない場合、どうすればよいでしょうか

相続人間で遺産分割の話し合いが整わないなど、相続登記の申請に時間がかかる場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続を法務局で行い、義務を果たすこともできます。

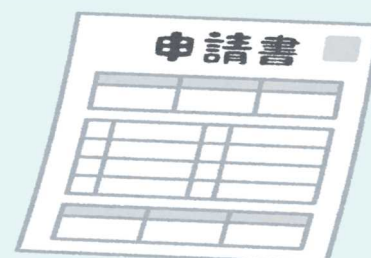
* 相続人申告登記は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。



Q4 建物を相続したけれど、その建物の登記がない場合は、どうすればいいですか？

古い建物など、建物の登記がされていない場合があります。

登記のない建物を相続した場合は、相続登記の申請をする前に、**建物の登記（表題登記）**の申請をする必要があります。



Q5 相続登記について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

お近くの法務局で、予約制で手続き案内を行っています。また、相続登記の申請については、司法書士、建物の登記がない場合など表示の登記については、土地家屋調査士にご相談ください。

鳥取地方法務局登記手続案内の連絡先 0857-22-2293
倉吉支局登記手続案内の連絡先 0858-22-4108
米子支局登記手続案内の連絡先 0859-22-6162
(平日8:30~17:15)

ホームページ https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/reserve/offerList_initDisplay.action

鳥取県司法書士会の連絡先 0857-27-4165

ホームページ <http://www.tottori-shihoshoshi.jp/>

鳥取県土地家屋調査士会の連絡先 0857-22-7038

ホームページ <http://www.tottori-chosashikai.com/>

よろしくお願ひします

